

(案)

## 健康診断請負契約書

- 1 名 称 令和8年度 一般定期健康診断業務  
2 実施予定期人數 別表2「計画書」のとおり  
3 請負期間 自令和8年 月 日 至令和9年1月31日  
4 一般定期健康診断実施月日 自令和8年 月 日 至令和8年12月25日  
5 検査場所及び成果品納入場所 九州森林管理局（及び医療機関名）  
6 健康診断項目及び単価 下表のとおり  
7 予定期総額 金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方税の額 円）  
8 契約保証金 免除  
9 暴力団排除に関する特約条項 別紙のとおり

一般定期健康診断単価表

検査項目	単価(円)税抜き
問診・触診・視診・身長・体重・腹囲・B M I ・視力・聴力・血圧	
胸部エックス線検査	
喀痰検査	
心電図検査	
血液検査	腫瘍マーカー以外の血液検査
	腫瘍マーカー：C E A
	腫瘍マーカー：高感度P S A
胃部検査	
便潜血反応検査	

項目の詳細は、別表1「九州森林管理局一般定期健康診断の検査要領等」のとおり

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 真城 英一 と受注者  
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和  
年 月 日に交付した健康診断契約約款等により請負契約を締結し、契約の証として本書2  
通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 熊本市西区京町本丁2番7号  
支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 真城 英一 印

受注者

別表1

## 九州森林管理局 一般定期健康診断の検査要領等

検査項目	対象者	検査要領等
1 既往歴及び業務歴	全員	既往症及び業務歴、治療歴、服薬歴、喫煙歴等について調べる。また、次の患者にも注意する。 1. 精神神経系の疾患、結核性疾患、感染症その他、アレルギー疾患、肝脾疾患、胃、十二指腸疾患、高血圧、心臓病、腎臓病、糖尿病、眼疾患、外傷歴、手術歴、神経痛、リュウマチ、性病等 2. 前歴職業に関連のある職業病
2 身体の計測		
(1) 身長	全員	身長計を用い、ひざ・背・頸 <sup>くび</sup> をのばし、あごを引いた姿勢で測定する。
(2) 体重	全員	体重計を水平に固定し、制止して測定する。 必要に応じ、着衣等の重量を差し引くこと。
(3) 腹囲	35歳の職員 40歳以上の職員	腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によるものである。 (※妊娠中の女性職員等、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された職員は除く。)
(4) 肥満度の測定	全員	身体の計測において、BMIを算出する。 $BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$
3 視力の検査	全員	試視力表又はスクリノスコープ等の機器により検査を行う。検査は片目ずつ裸眼視力又は矯正している者は矯正視力を検査する。
4 聴力の検査	全員	オージオメーターにより、周波数1,000Hzと4,000Hzについて検査する。
5 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	全員	問診、視診及び触診により行う。
6 胸部エックス線検査	全員	間接撮影、直接撮影、デジタル撮影のいずれか。 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。 (※結核患者、結核発病のおそれがあると診断された者を除く。)
7 咳痰細胞診	40歳以上の職員 30歳以上の希望職員	専用容器に採取（3日法）した痰を蓄痰法YM式による検査。 (※喫煙指数（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上又は6ヶ月以内に血痰のあった職員に限る。)
8 循環器の検査		
(1) 血圧	全員	水銀血圧計又は上腕式デジタル血圧計にて計測する。
(2) 心電図	35歳の職員 40歳以上の職員 希望する職員	心電計は原則として、12誘導（四肢誘導、単極誘導、胸部誘導）とする。 (※血圧検査の結果（最大150-最小90mmHg以上）又は疾患の疑いのある者で医師が必要と認める者も対象。)
9 尿の検査	全員	試験紙法等により以下について定性試験を行う。 尿中の蛋白、糖、潜血
10 血液の検査	35歳の職員 40歳以上の職員 希望する職員 40歳以上の職員 50歳以上の男性職員	血糖、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血（血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値）、尿酸、腎機能（クレアチニン）、肝機能（アミラーゼ）、白血球数、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）の検査 CEA 高感度PSA
11 胃の検査	50歳以上の職員 30歳以上50歳未満の希望職員	エックス線間接撮影、デジタル撮影のいずれかとする。 (※ただし、妊娠中の女性職員は除く。)
12 便潜血反応検査	40歳以上の職員 30歳以上の希望職員	連続する二日間採取（それぞれ別）した糞便中の潜血（ヘモグロビン）反応を検査する。

別表2

## 計画書

&lt;一般定期健康診断&gt;

検査項目	対象者	予定人数	実施期間	備考
1 問診・視診・触診・身長・体重・腹囲等・視力・聴力・血压	全員	65	契約の日 ～ 令和8年12月25日	既往歴・業務歴、身体計測、視力検査、聴力検査、自覚症状・他覚症状検査、循環器検査のうち血压
2 胸部エックス線検査	全員	65		間接撮影・直接撮影・デジタル撮影のいずれか
3 咳痰検査	40歳以上の職員、30歳以上の希望職員	10		対象者のうち、条件に該当する者のみ
4 心電図検査	35歳時の職員、40歳以上の職員、希望職員	60		12誘導
5 尿検査	全員	65		蛋白、糖、潜血
6 血液検査	35歳時の職員、40歳以上の職員、希望職員	65		血糖、LDL、HDL、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数、肝機能
腫瘍マーカー ※	40歳以上の職員	40		C EA
	50歳以上の男性職員	30		高感度P SA
7 胃部検査	50歳以上の職員、30歳以上50歳未満の希望職員	30		エックス線間接撮影、デジタル撮影のいずれか
8 便潜血反応検査	40歳以上の職員、30歳以上の希望職員	40		二日法

※ 腫瘍マーカーの対象者は、今回の一般定期健康診断受診者に加え、「人間ドック」受診者も対象（人間ドックにて腫瘍マーカー検査者除く）となる。

## 暴力団排除に関する特約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

### (損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。